

# 介護保険に係る申請手続のオンライン化 (介護ワンストップサービス) 実現に向けた 方策の取りまとめ

平成30年 3月30日  
内閣官房 IT総合戦略室  
厚生労働省 老健局

## 介護ワンストップサービスに係る政府の方針

世界最先端IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成29年5月30日 閣議決定） 抜粋

### ○電子行政分野

#### ・子育て・介護・相続などのライフイベントに係るワンストップサービス

##### <介護、相続等>

- 高齢化社会の進展により、今後ますます高齢者に係る手続の増加が見込まれる。その中でも、介護・相続の手続は申請手続種類や申請先が多岐に亘るなど申請者に負担がかかるものもあり、マイナンバー制度の活用等により、その負担を軽減できるものと想定。
- 平成29年度内に現状の課題（介護者・相続人の負担状況、申請手続内容等）を整理し、課題解決に向けた方策を取りまとめ。平成30年度から、必要に応じて制度改正、マイナポータル機能拡充等を行い、可能なものからワンストップサービスを開始。
- 手続の簡素化により介護者や相続人の負担を軽減。

KPI（進捗）：対応方針の策定

デジタル・ガバメント実行計画（平成30年1月16日 eガバメント閣僚会議決定） 抜粋

### イ. 介護ワンストップサービス（◎内閣官房、◎厚生労働省）

#### c)具体的な取組(To Do)

内閣官房と厚生労働省は、デジタルファースト原則の下、介護者（家族）や行政手続を代行することが可能であるケアマネジャー等の負担状況に鑑み、行政手続等の棚卸結果等を踏まえオンライン化を可能とする行政手続の選定について検討を行い、2017年度（平成29年度）内にワンストップサービス実現に向けた方策を取りまとめる。

厚生労働省は、内閣官房とともに、ワンストップサービス実現に向けて検討を行い、当該検討を踏まえて各府省中長期計画に盛り込み、2018年度以降可能なものからワンストップサービスを開始する。

KPI：課題の整理、方策の取りまとめ（2017年度（平成29年度））

# 検討経緯

時期	経緯
平成29年5月30日	世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（閣議決定）にて施策登録
～平成29年11月	内閣官房 IT総合戦略室にて関係者（自治体・居宅介護支援事業者・地域包括支援センター・介護経験者等）に実態把握・課題整理に向けたヒアリングを実施
平成30年1月16日	デジタル・ガバメント実行計画（eガバメント閣僚会議決定）に施策登録
平成30年3月7日	サービスデザインワークショップを開催 【参加者】 実務担当者（自治体、関係業界）、関係省庁担当者（内閣官房 IT総合戦略室・番号制度推進室、厚生労働省 老健局 各制度所管課）
平成30年3月30日	新戦略推進専門調査会 電子行政分科会にて報告

2

## 高齢者・介護に関連する社会情勢

- 団塊の世代の高齢化に伴う高齢者数の増加が想定され、要介護者・要支援者数のますますの増加が見込まれる
  - ✓ 世帯主が65歳以上の単独世帯の増加 498万世帯（平成22年）⇒ 600.8万世帯（平成27年）
  - ✓ 要介護・要支援者数は606万人（平成27年3月末現在）⇒ 620万人（平成28年3月末現在）に増加
  - ✓ 認知症高齢者は280万人（平成22年）⇒ 345万人（平成27年）
- 少子高齢化社会において、介護を必要とする高齢者を支える家族・介護事業者の負担のますますの増加が想定され、担い手の人手不足が社会問題化されている
  - ✓ 介護分野の有効求人倍率は平成28年で3.02倍と介護労働市場は人手不足の状態
  - ✓ 介護・看護の理由により離職した雇用者数は約10万人（総務省：平成24年就業構造調査）

政府として2025年を目途に地域包括ケアシステムの構築に向け取り組んでいるところ  
本施策においては電子行政の観点から、『行政手続の簡素化・行政サービス情報の提供』による  
国民の利便性の向上に資する取組を検討

3

# 介護に関する現状と課題（関係者へのヒアリングより）

内閣官房において、自治体・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・介護経験者へのヒアリング等により把握した現状・課題

## 【介護者（家族）の視点】

- ① 保育や子育てと違い、実際に介護に直面するまでサービス内容や支援策の知識を十分に持っていない
- ② いざ介護をする立場になったとき、どこに相談すればよいか、情報はどこにあるかわからず不安
- ③ 遠方に暮らしている親の介護では、その自治体での支援策がうまく調べられず電話連絡する負荷や、申請手続も対面や郵送で対応するなど負荷がかかる

## 【行政手続の代行申請が可能なケアマネジャー等での視点】

- ① 在宅介護・施設入所でも、介護者（家族）が近隣に居住しており手続等にかかわることができる状況であれば、ケアマネジャー等と家族の間で連携して手続を行うことができるが、独居や家族が遠方の場合では本人・家族に代わりケアマネジャー等が積極的に手続に関与する場合もある
- ② 申請書は自治体HPからダウンロードできるものの、申請手続はオンライン化されているものは少なく、書面で取り付け、自治体への持ち込み又は郵送であり負担がかかる
- ③ 地域包括支援センターにおいては、高齢者の増加により、相談窓口としてますます業務多忙となっている

## 実現したい状態（デジタル・ガバメント実行計画に掲載）

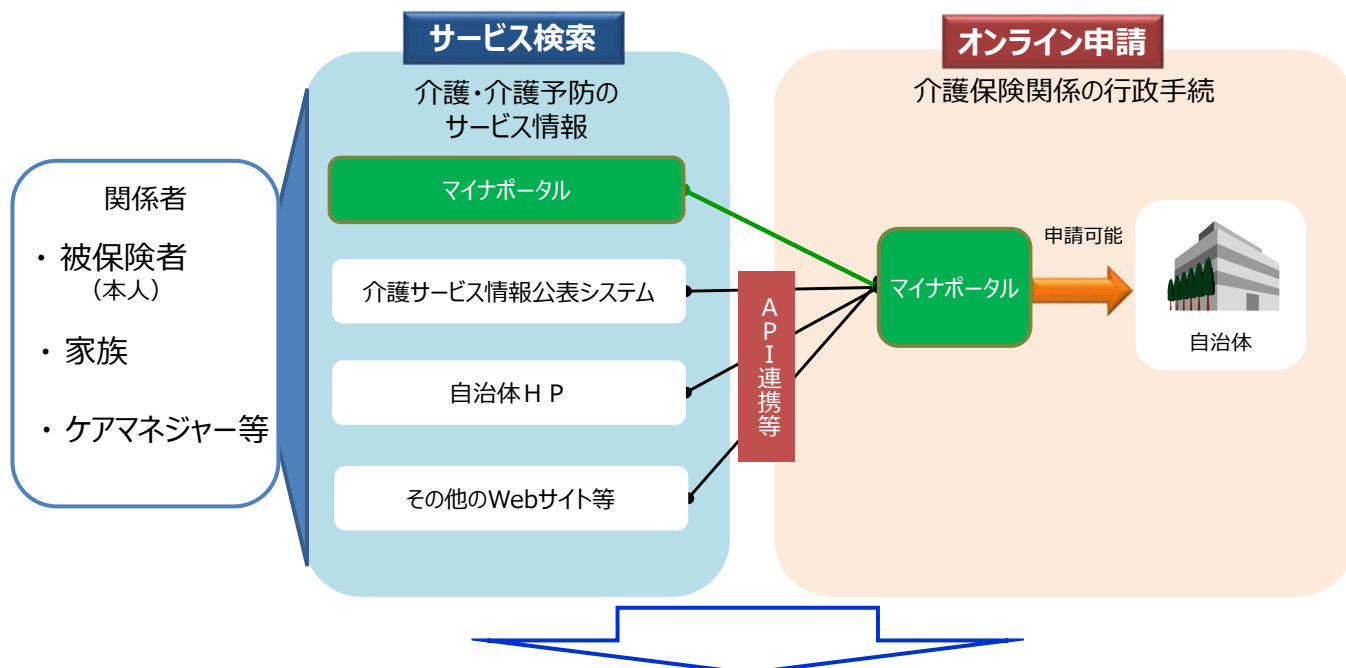
- ❑ 介護や介護予防のために必要な行政手続を含むサービス情報を得られ、**行政手続のオンライン化により、時間・場所を問わず、Webサイト上でサービスの検索から申請が可能となるワンストップサービス**を実現することで、介護者（家族）の不安の軽減並びに行政手続を申請する者の手続に係る負担が軽減される。
- ❑ これにより、ケアマネジャー等の介護に従事する者の負担軽減が図られ、介護サービス利用者への自立支援や悪化の予防につながるような支援への注力が期待できる。

4

## 介護ワンストップサービスのイメージ

子育てワンストップサービス（平成29年7月よりサービス開始）で自治体との接続基盤であるマイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」を活用した場合のイメージ

介護や介護予防のために必要な行政手続を含むサービス情報のWebサイト上での検索・申請を実現（イメージ）

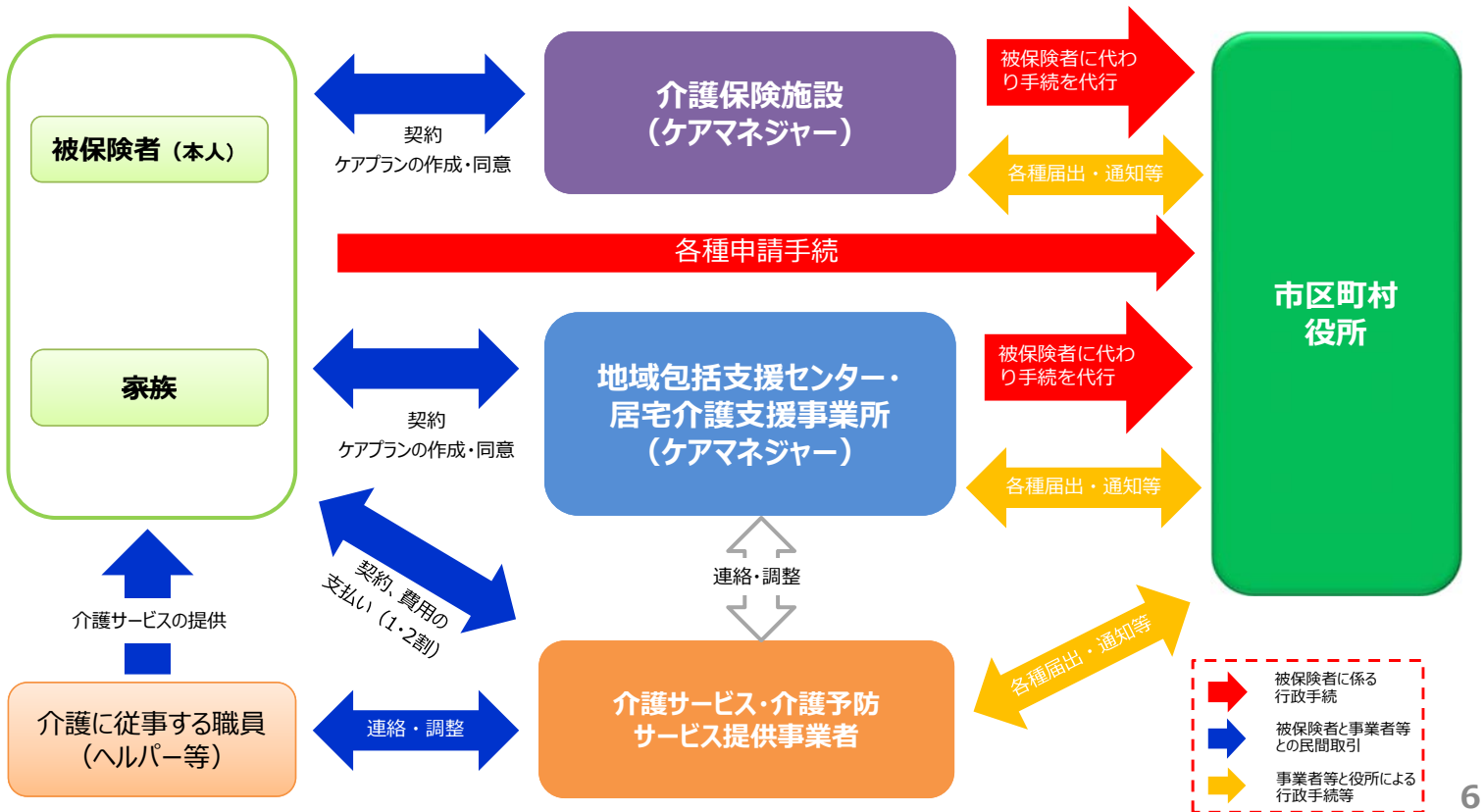


被保険者を中心とした行政手続のオンライン化を契機に、中長期的には自治体の業務改革や介護事業者等と自治体との手続のオンライン化につなげることが重要

5

# 介護サービス利用における関係者整理

- 市区町村役所・ケアマネジャー・介護サービス事業者・ヘルパーなど、サービス利用に際しては複数の関係者が存在
- 本検討では、被保険者に係る行政手続（赤矢印）のオンライン化を検討



## 要介護状態等となった方に関する行政手続等の全体像 (主なもの)

介護保険関係			その他
<b>認定まで</b> □ 被保険者証交付 (65歳に到達した方に送付) ① 要介護・要支援認定申請 (新規) ※MN			【税関係】 □ 医療費控除
要介護1~5		要支援1・2	【その他の行政手続】
居宅サービス	施設サービス	介護予防サービス	□ 生活保護 □ 障害者福祉
□ 居宅介護支援事業者と契約 ② 居宅サービス計画作成依頼の届出 ※MN	□ 介護保険施設と契約	□ 介護予防支援事業所 (地域包括支援センター) と契約 ② 介護予防サービス計画作成依頼の届出 ※MN	【民間サービス】 □ 生命保険 (介護保障給付金、終身年金の現況届) など
ケアプランに応じた各種サービスを利用			
● 訪問介護 ● 通所介護 ● 短期入所生活介護 など	● 介護老人福祉施設 [原则要介護3以上] ● 介護老人保健施設 ● 介護療養型医療施設 など	● 旧介護予防訪問介護※ ● 旧介護予防通所介護※ ● 介護予防短期入所生活介護 など ※ 平成29年4月より地域支援事業における総合事業へ移行	
⑤ 高額介護サービス費の支給申請 ※MN ⑥ 介護保険負担限度額認定申請 ※MN ⑦ 居宅介護福祉用具購入費支給申請 ⑧ 居宅介護住宅改修費支給申請 □ 高額医療合算介護サービス費の支給申請 ※MN など		⑤ 高額介護予防サービス費の支給申請 ※MN ⑥ 介護保険負担限度額認定申請 ※MN ⑦ 介護予防福祉用具購入費支給申請 ⑧ 介護予防住宅改修費支給申請 など	
<b>負担軽減</b> ① 要介護・要支援認定申請 (更新) ※MN ① 要介護・要支援認定申請 (区分変更) ※MN □ 介護給付等対象サービスの種類変更申請 ※MN □ 介護保険資格喪失届 ※MN			<b>介護者側の手続関係</b> □ 介護休業申請 など
<b>更新等</b> ③ 負担割合証の再交付申請 (毎年7月一斉交付) ※MN ④ 被保険者証の再交付申請 ※MN			
<b>死亡</b>			

※マイナンバーの提出が必要な手続を「※MN」としている

# 要介護状態等となった方に関係する行政手続等の全体像（主なもの）

## ● 被保険者の状況変化に伴い発生する手続等

	介護保険関係		その他
	要介護 1～5		要支援 1・2
	居宅サービス	施設サービス	介護予防サービス
引越し	⑨ 住所移転後の要介護・要支援認定申請※MN		
		□ 介護保険住所地特例開始（変更）・終了（資格喪失）届出 ※MN	

※マイナンバーの提出が必要な手続を「※MN」としている

## 介護保険を利用する場合の主な手続とその特徴

手続のオンライン化を検討するに当たって、介護保険を利用する場合の主な手続（申請者数が多い手続（申請件数が概ね年間10万件以上））の特徴を整理すると以下のとおり。

	対象手続	手続の特徴	備考
①	要介護・要支援認定申請（新規・更新・区分変更）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象者数が多い</li> <li>● 定期的に更新申請が発生（12ヶ月が多い）</li> <li>● ケアマネ等の事業者による申請が多い</li> <li>● 申請時に被保険者証の添付が必要</li> <li>● 被保険者証に要介護度等の記入欄あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要介護・要支援の申請件数 新規：186万件、更新：340万件、区分変更：41万件</li> </ul>
②	居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象者数が多い</li> <li>● ケアマネ等の事業者により手続の支援をしている</li> <li>● 申請時に被保険者証の添付が必要</li> <li>● 被保険者証に居宅介護支援事業所名称等の記入欄あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申請件数：10万件以上（自治体調査結果より推計）</li> </ul>
③ ④	負担割合証の再交付申請 被保険者証の再交付申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者証・負担割合証は各種手続で添付が求められる</li> <li>● 独居の方など紛失しやすく繰り返し再交付申請される</li> <li>● 紛失の場合を除き汚損等した被保険者証の添付が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申請件数：10万件以上（自治体調査結果より推計）</li> </ul>
⑤	高額介護（予防）サービス費の支給申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1度申請すれば以降は申請不要</li> <li>● 自治体より対象者宛に申請書が郵送され返送する方法が一般的</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申請件数：10万件以上</li> </ul>
⑥	介護保険負担限度額認定申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適用を受けるためには、1年に1度申請が必要</li> <li>● 本人・配偶者の預貯金、有価証券、借用証書など資産勘案の対象となる預貯金の通帳等のコピーが必要</li> <li>● 申請時に被保険者証の添付が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申請件数：10万件以上</li> </ul>
⑦	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 用具等の販売事業者への委任が多い</li> <li>● 当該福祉用具のパフレット等の他、領収証が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申請件数：居宅介護 35万件、介護予防 14万件（※給付件数を記載）</li> </ul>
⑧	居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅改修の事業者への委任が多い</li> <li>● 住宅改修の予定の状態が確認できる物等の他、領収証が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申請件数：居宅介護 29万件、介護予防 18万件（※給付件数を記載）</li> </ul>
⑨	住所移転後の要介護・要支援認定申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 転入後14日以内の申請が必要</li> <li>● 受給資格証明書が必要</li> </ul>	

# 申請手続を行う者の整理

- 単独世帯や夫婦のみ世帯が増加している
  - 家族と同居していても、家族が高齢で、本人の支援が難しいケースがある
- など、本人の状態や年齢の他、家族の置かれている状況等により、同じ行政手続においても申請手続を行う者は異なる

## 【申請者の分類整理（イメージ）】

申請者の分類				
申請者	本人が申請する場合	家族が申請する場合	事業者が申請する場合	申請者の状態等
本人 (被保険者)	申請可能			介護度が低い など
	申請不可能			介護度が高い 認知症 など
家族		被保険者の代わりに申請		被保険者と同居により 支援が可能 など
		被保険者の代わりに申請不可		家族が高齢 被保険者と別居 (遠距離在住) など
事業者 (ケアマネ等)			被保険者の代わりに申請	

オンライン申請は、本人・本人以外（家族・ケアマネ等）が行えるよう対応が必要

10

## 【参考】

介護ワンストップサービス サービスデザインワークショップ資料  
(平成30年3月7日開催)  
※一部当日の意見を反映

11

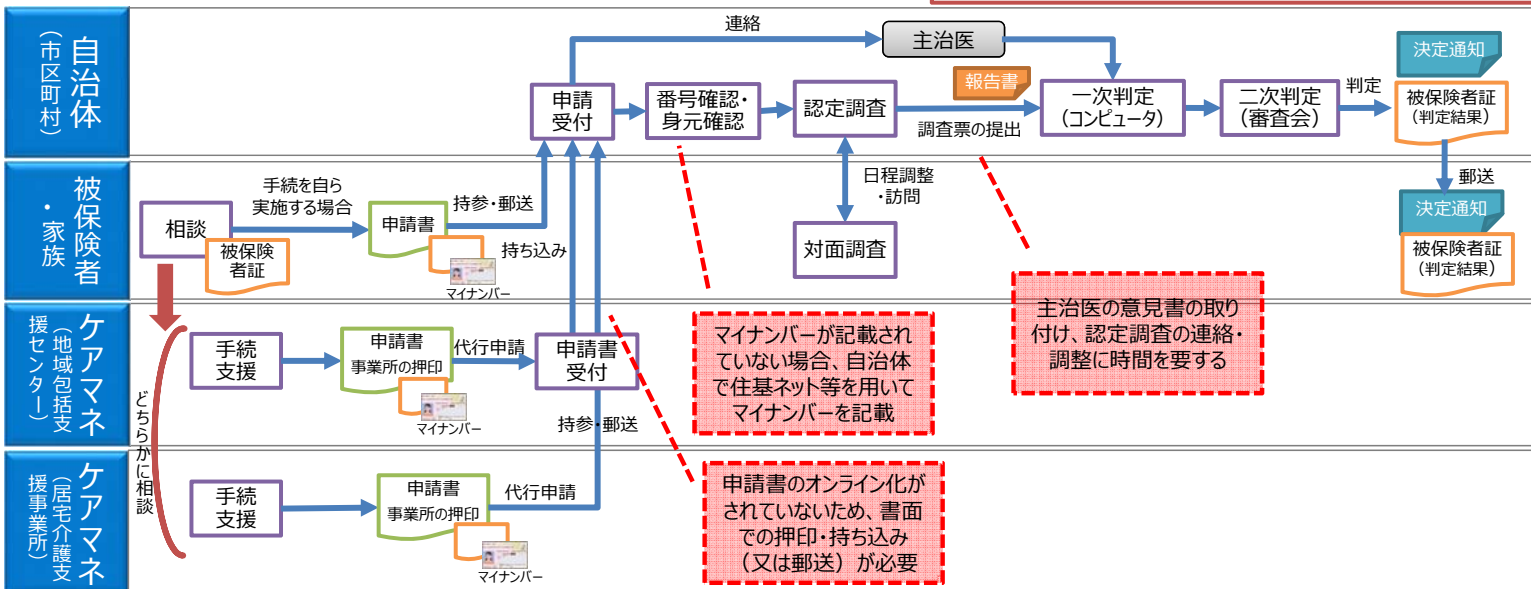
# ①-1要介護・要支援認定申請（新規）

現状・負担となる点

- 被保険者・家族**
  - 初めての申請となるため、不安や不明な点も多く丁寧な説明を求めたい
  - 独居や高齢者世帯の場合、手続のために自治体への訪問や郵送での手続が難しい場合がある
  - 申請から認定までに30日以上かかる場合もあり、早急な介護サービス利用の障壁になる場合もある
- ケアマネ等**
  - 地域包括支援センターが申請書の受付先となる場合、自治体までの持ち込み、窓口での受付確認の手間がかかる
- 自治体**
  - 申請後の進捗状況が申請者は分からないため、進捗状況についての問い合わせが多い

必要な添付書類

- 介護保険被保険者証
  - (第2号被保険者の場合) 医療保険被保険者証等
- ※マイナンバーの情報連携により、第2号被保険者の場合に必要となる医療保険被保険者証は不要となる



※一般的な申請パターンを記載しており、必ずしも当てはまらない場合もあることに留意が必要

オンライン化した場合 (案)

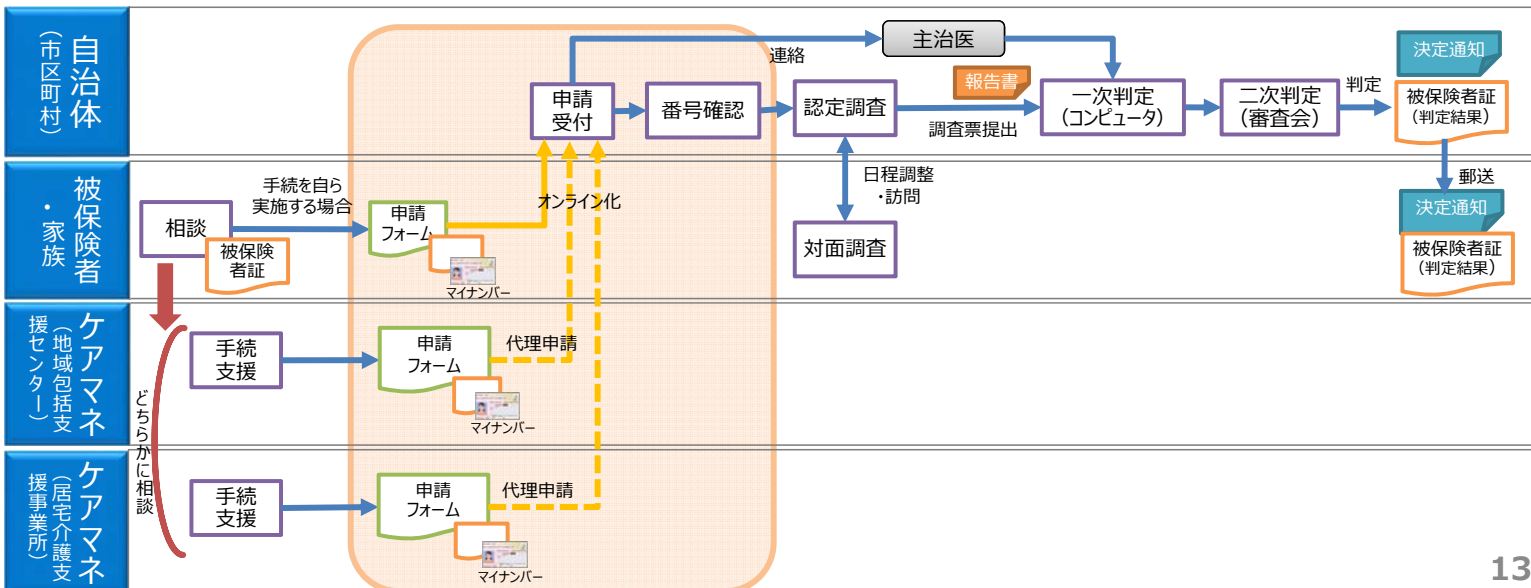
# ①-1要介護・要支援認定申請（新規）

オンライン化による効果

- 申請書の持ち込み・郵送が不要になり、申請者の負担が軽減されるとともに、認定までの早期化に資する
- 被保険者がマイナンバーカードにより申請する場合、オンラインでマイナンバーの提出が可能となり、自治体での身元確認を行う手間が軽減する

認識している課題

- 本人や家族の状況等の確認のため、丁寧な面談が必要な場合もあることに留意
- 本人以外の家族・ケアマネ等が申請する場合のマイナンバーの提出方法
- 添付書類である介護保険被保険者証の取扱い



# 現状

## ②居宅（介護予防）サービス計画作成依頼の届出・情報提供依頼書

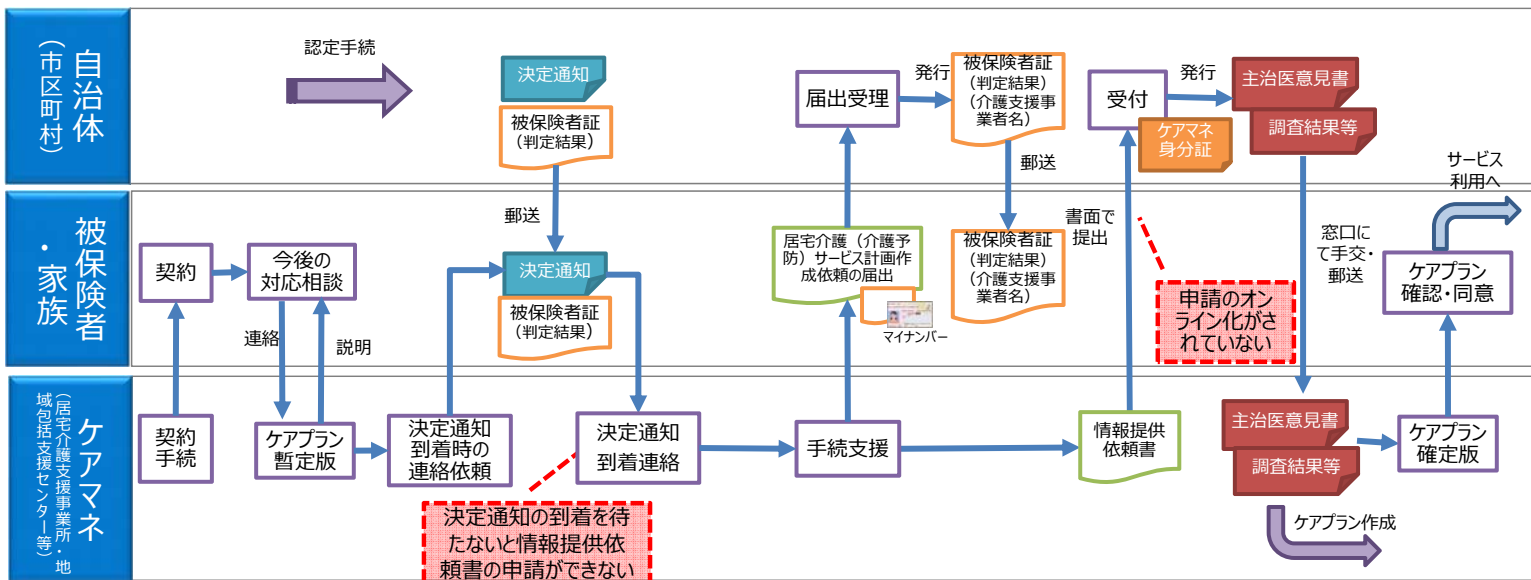
（要介護・要支援認定申請（新規）からサービス利用まで）

### 現状・負担となる点

- 被保険者・家族**
  - 認定結果が通知されなければ、情報提供依頼を受け付けてもらえず、ケアマネ、被保険者・家族との到着確認の連絡のやりとりが発生
  - 居宅介護（介護予防）サービス計画作成依頼の届出を、ケアマネ等の支援を受けながら被保険者が提出
- ケアマネ等**
  - 主治医意見書や調査結果等はケアプラン作成に向けて、必要不可欠な情報であり、早急な情報確認が必要
- 自治体**
  - 認定調査結果・主治医意見書の情報提供依頼の件数が多い
  - 情報提供依頼書については法定手続ではなく自治体毎に取扱いが異なる

### 必要な添付書類

- 介護保険被保険者証



※一般的な申請パターンを記載しており、必ずしも当てはまらない場合もあることに留意が必要

# オンライン化した場合（案）

## ②居宅（介護予防）サービス計画作成依頼の届出・情報提供依頼書

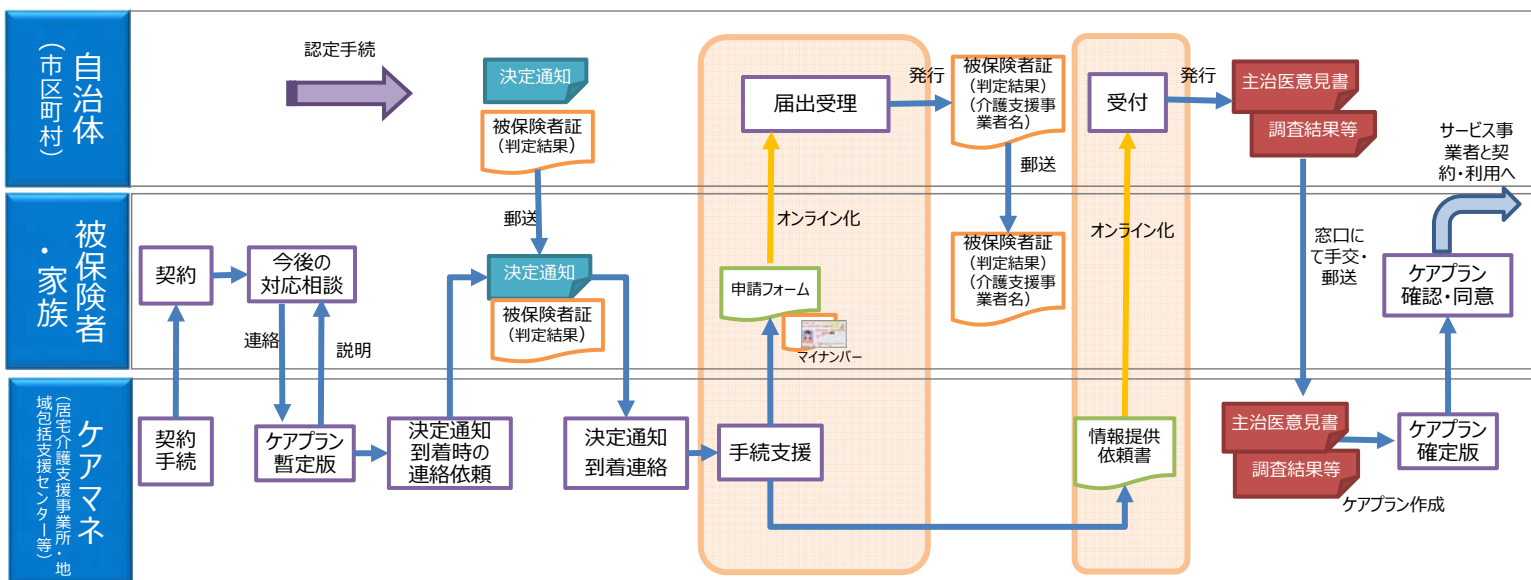
（要介護・要支援認定申請（新規）からサービス利用まで）

### オンライン化による効果

- 申請書の持ち込み・郵送が不要になり、申請者の負担が軽減される
- 情報提供依頼書の申請もオンライン化できれば、主治医意見書・調査結果等の入手を迅速にでき、ケアプランの早期作成・サービス利用につながる

### 認識している課題

- 本人以外の家族・ケアマネ等が申請する場合のマイナンバーの提出方法
- 添付書類である介護保険被保険者証の取扱い
- 情報提供依頼書の申請のオンライン化に向けては、自治体毎の取扱いの確認が必要





# 現状

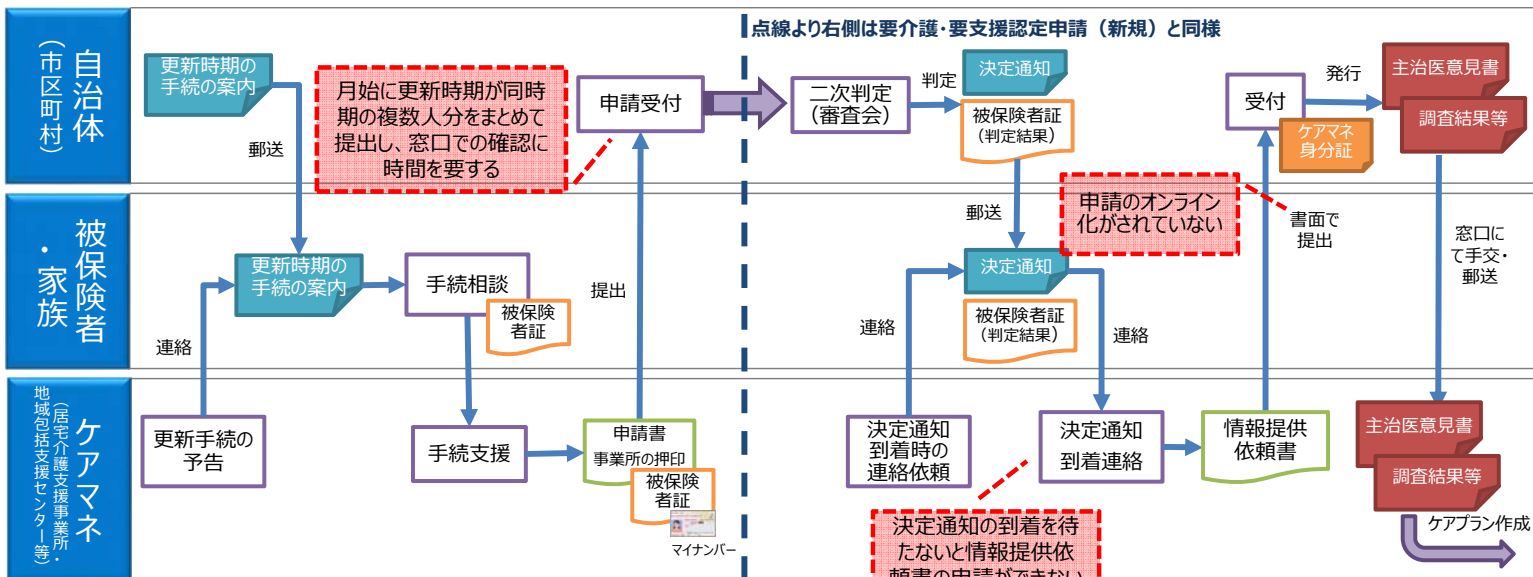
## ①-2要介護・要支援認定申請（更新）

### 現状・負担となる点

- 被保険者・家族**
  - 申請書や被保険者証について、手続を行うケアマネ等との連絡のやりとりが必要
- ケアマネ等**
  - 申請書の提出は、認定期間の有効期限が同じ利用者分をケアマネ等が訪問・回収し、まとめて提出する機会が多い（有効期限は月末であり、60日前から更新申請が可能となるため、月始にまとめて持ち込まれている）
- 自治体**
  - 認定調査結果・主治医意見書の情報提供依頼の件数が多い

### 必要な添付書類

- 介護保険被保険者証
  - （第2号被保険者の場合）医療保険被保険者証等
- ※マイナンバーの情報連携により、第2号被保険者の場合に必要となる医療保険被保険者証は不要となる



※一般的な申請パターンを記載しており、必ずしも当てはまらない場合もあることに留意が必要

### オンライン化した場合（案）

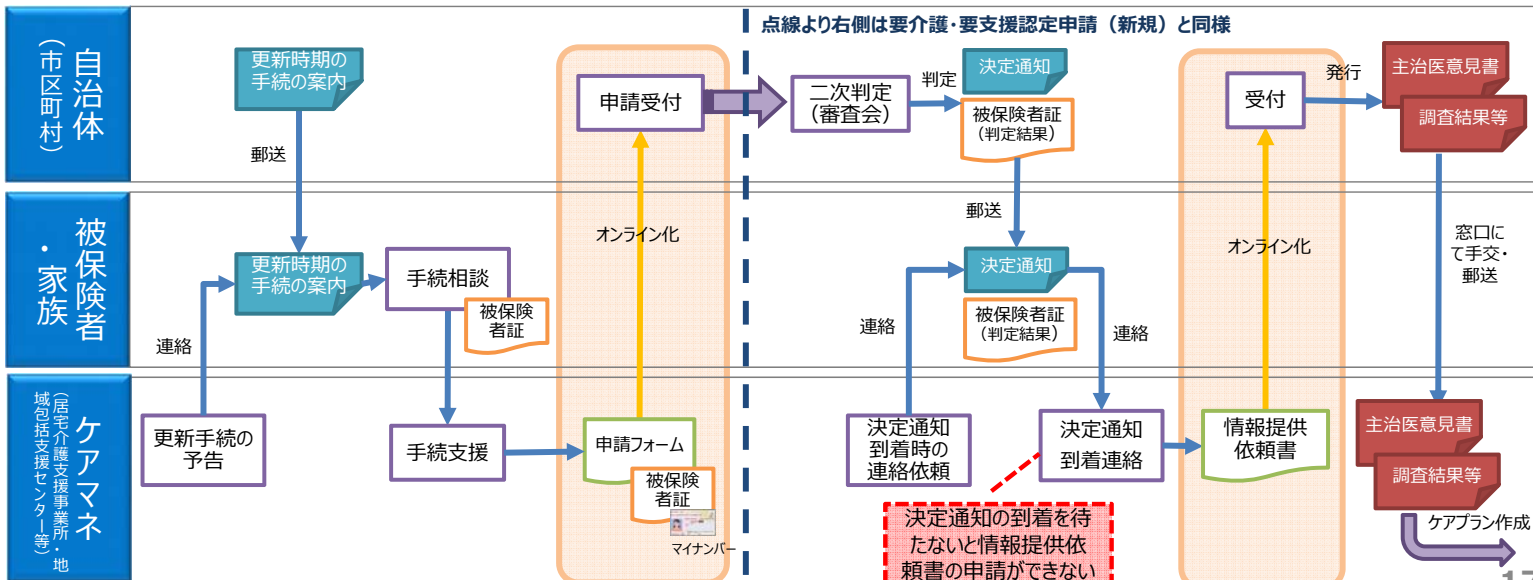
## ①-2要介護・要支援認定申請（更新）

#### オンライン化による効果

- 申請書の持ち込み・郵送が不要になり、申請者の負担が軽減される
- （新規の申請同様に）情報提供依頼書の申請もオンライン化できれば、主治医意見書・調査結果等の入手を迅速にでき、ケアプランの早期作成・サービス利用につながる

#### 認識している課題

- 本人以外の家族・ケアマネ等が申請する場合のマイナンバーの提出方法
- 添付書類である介護保険被保険者証の取扱い
- ケアマネ等が複数枚まとめて提出していたものが被保険者単位の申請となることによる影響
- 情報提供依頼書の申請のオンライン化に向けては、自治体毎の取扱いの確認が必要

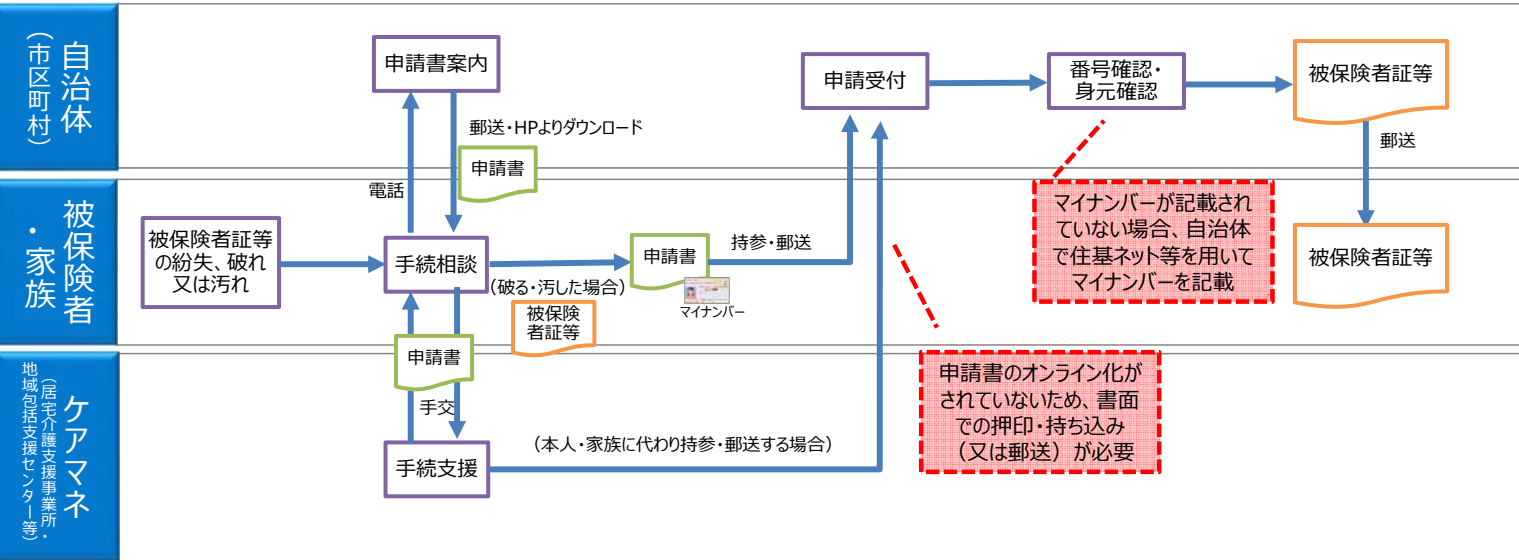


現状・負担となる点

被保険者・家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳で被保険者証を交付されてから、容態が悪化し要介護・要支援認定申請を受けるまでに時間が経っていると紛失してしまうことがある</li> <li>独居の高齢の方や認知症の方など、自治体からの通知物の管理が難しい場合には、繰り返し紛失申請を求められる場合がある</li> <li>被保険者証は様々な手続で添付書類とされているため、手続が必要となる都度手元がない場合は再交付申請を行っている</li> </ul>
ケアマネ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>負担割合については負担割合証現物での確認が必要なため、利用者が紛失してしまった場合には再交付申請してもらうよう手続の支援を行っている</li> </ul>
自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話で再交付の連絡を受けると、申請書の郵送等の手間がかかる</li> </ul>

必要な添付書類

- (破れ又は汚れの場合) 介護保険被保険者証又は負担割合証



※一般的な申請パターンを記載しており、必ずしも当てはまらない場合もあることに留意が必要

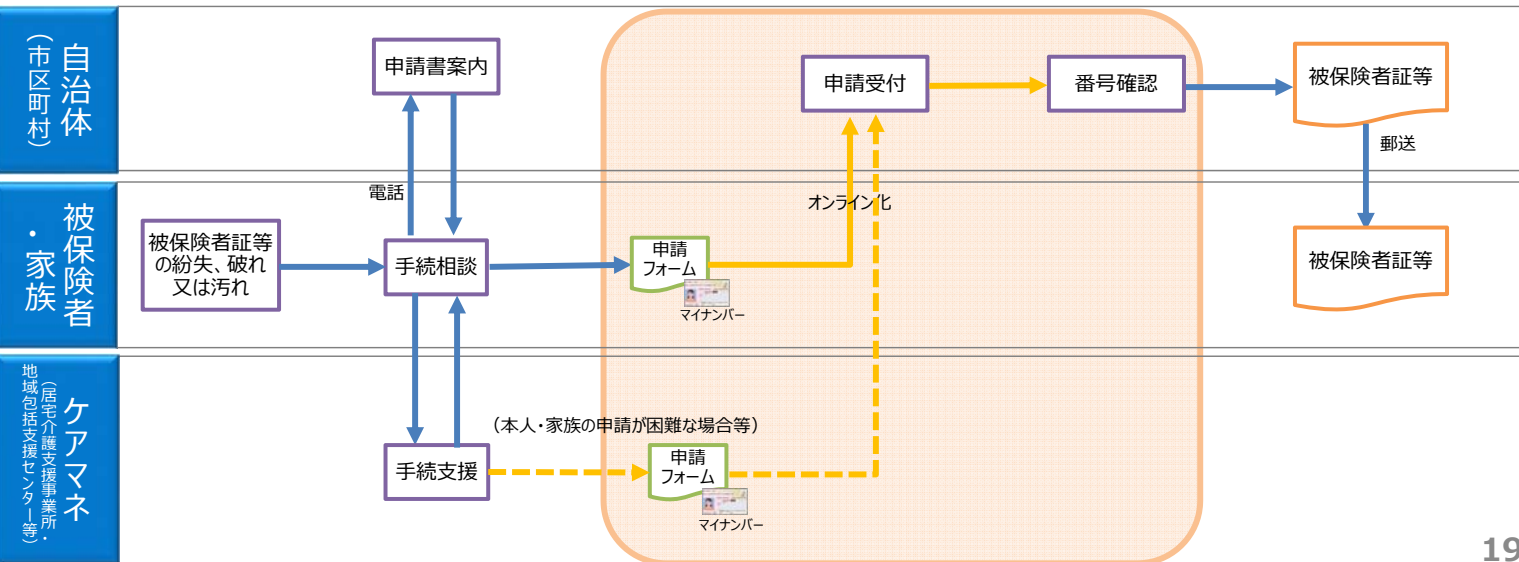
# オンライン化した場合(案) ③負担割合証の再交付・④被保険者証の再交付

オンライン化による効果

- 申請書の持ち込み・郵送が不要になり、申請者の負担が軽減される
- 被保険者がマイナンバーカードにより申請する場合、オンラインでマイナンバーの提出が可能となり、自治体で身元確認を行う手間が軽減する
- ケアマネ等による代理申請が可能となれば、本人・家族が申請することが困難な状況において負担軽減につながる

認識している課題

- 本人以外の家族・ケアマネ等が申請する場合の、マイナンバーの提出方法
- 介護保険被保険者証の提示・汚れた又は破れた負担割合証の返却の取扱い



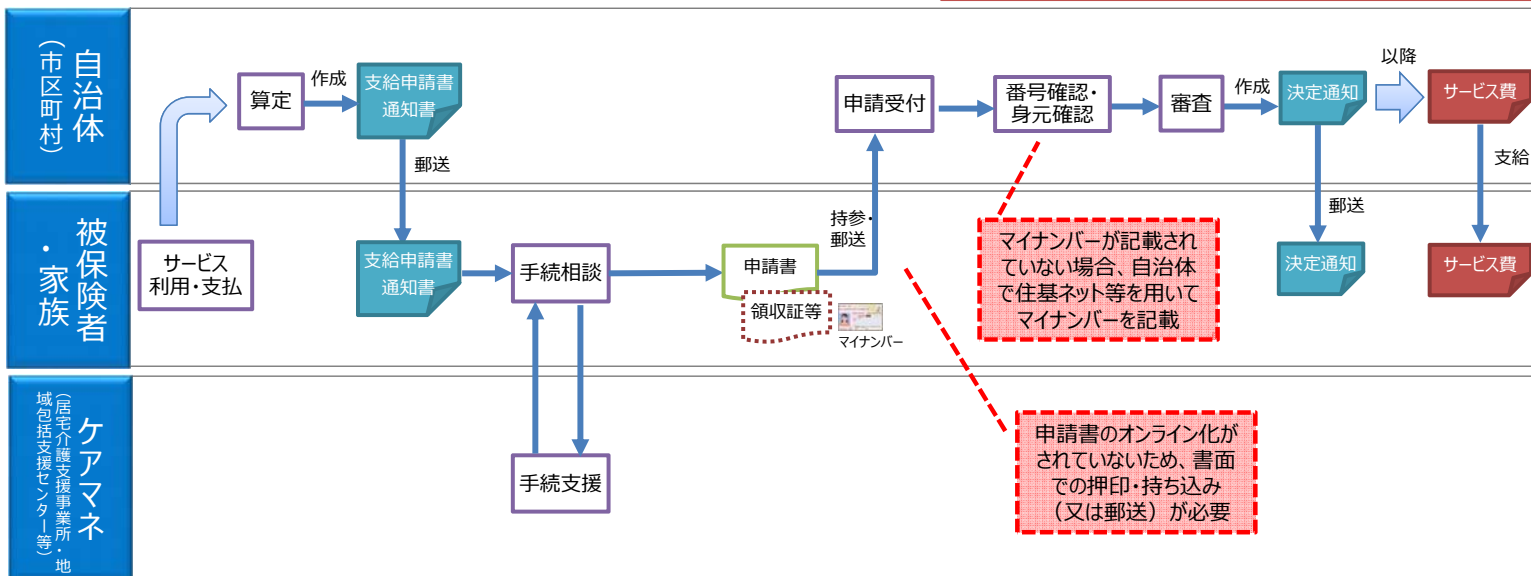
# ⑤高額介護（予防）サービス費の支給申請

## 現状・負担となる点

被保険者・家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>一度申請を行えば、次回以降は申請不要となりサービス費が支給される</li> </ul>
ケアマネ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>独居の高齢の方や認知症の方など、自治体からの通知物の管理が難しい場合に手続を支援することができる</li> </ul>
自治体	-

## 必要な添付書類

- 領収証（必要となる場合のみ）
- ＜以下、法令上での規定ではない添付書類＞
- （申請者と振込口座名義人が異なる場合）委任状
- （申請者が相続人の場合）確約書、被保険者と相続関係が確認できる書類
- （申請者が成年後見人の場合）成年後見人の資格が確認できる書類



※一般的な申請パターンを記載しており、必ずしも当てはまらない場合もあることに留意が必要

## オンライン化した場合（案）

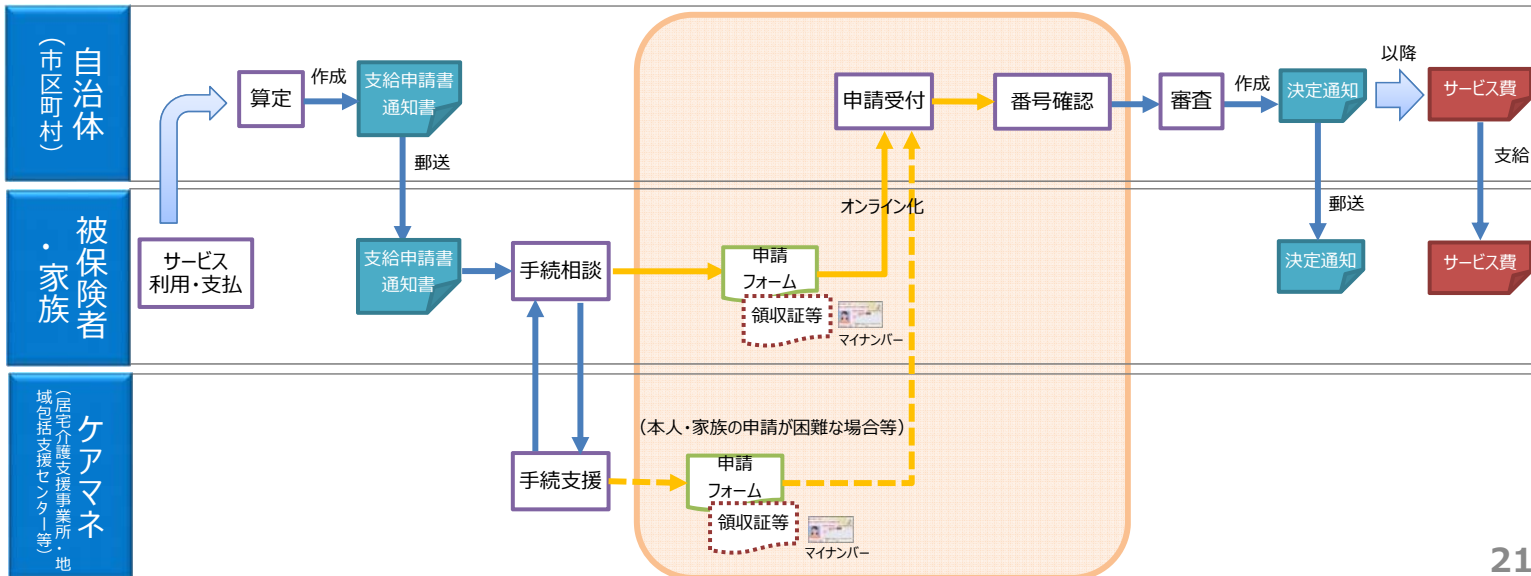
# ⑤高額介護（予防）サービス費の支給申請

## オンライン化による効果

- ❑ 申請書の持ち込み・郵送が不要になり、申請者の負担が軽減される
- ❑ 被保険者がマイナンバーカードにより申請する場合、オンラインでマイナンバーの提出が可能となり、自治体での身元確認を行う手間が軽減する
- ❑ ケアマネ等による代理申請が可能となれば、本人・家族が申請することが困難な状況において負担軽減につながる

## 認識している課題

- ❑ 本人以外の家族・ケアマネ等が申請する場合のマイナンバーの提出方法
- ❑ 添付書類が必要となる場合の取扱い（領収書や戸籍謄抄本等）



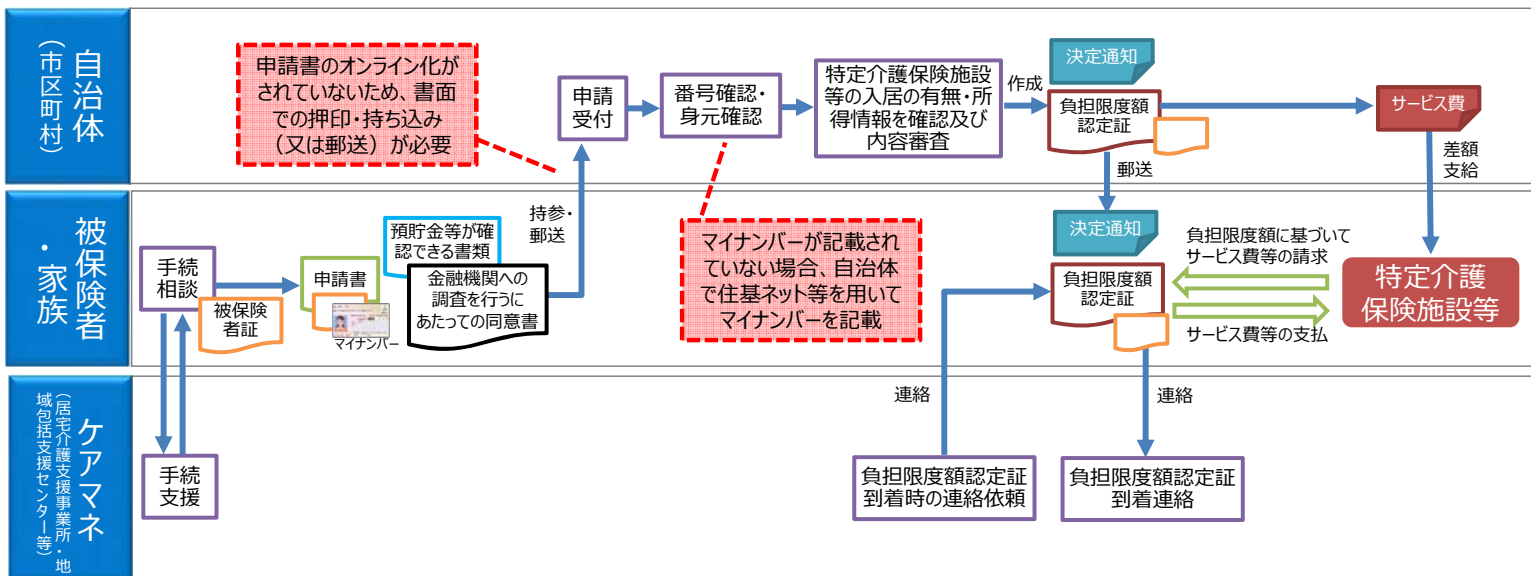
# ⑥介護保険負担限度額認定申請

## 現状・負担となる点

被保険者・家族	● 本人・配偶者についての預貯金等が確認できる書類が必要であり、書類を揃える手間がかかる
ケアマネ等	● 預貯金等が確認できる書類の添付が必要なため、個人情報の関係で手続を支援するのがためられる
自治体	● 金融機関への個別に調査を行うコスト・手間がかかっている

## 必要な添付書類

- 介護保険被保険者証
- 預貯金等が確認できる書類
- 金融機関への調査を行うにあたっての同意書



※一般的な申請パターンを記載しており、必ずしも当てはまらない場合もあることに留意が必要

## オンライン化した場合 (案)

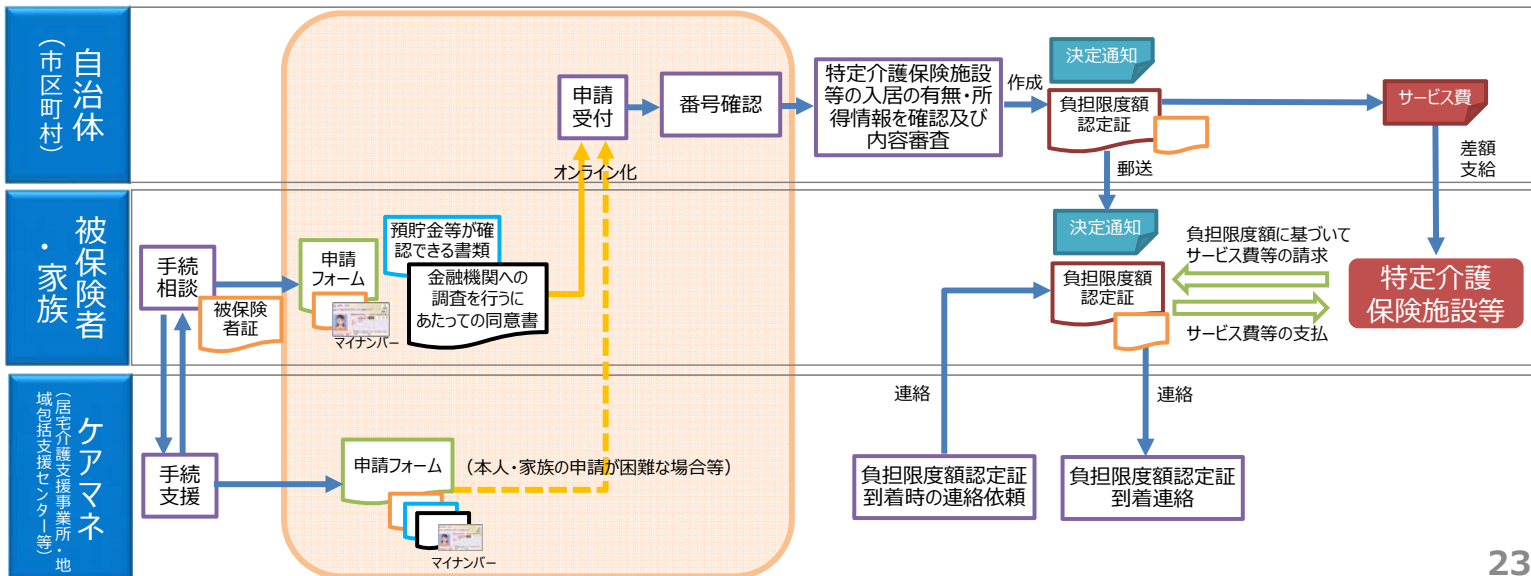
# ⑥介護保険負担限度額認定申請

### オンライン化による効果

- 申請書の持ち込み・郵送が不要になり、申請者の負担が軽減される
- 被保険者がマイナンバーカードにより申請する場合、オンラインでマイナンバーの提出が可能となり、自治体での身元確認を行う手間が軽減する

### 認識している課題

- 本人以外の家族・ケアマネ等が申請する場合のマイナンバーの提出方法
- 介護保険被保険者証の取扱い
- 預貯金等が確認できる書類や金融機関への調査を行うに当たっての同意書の取扱い

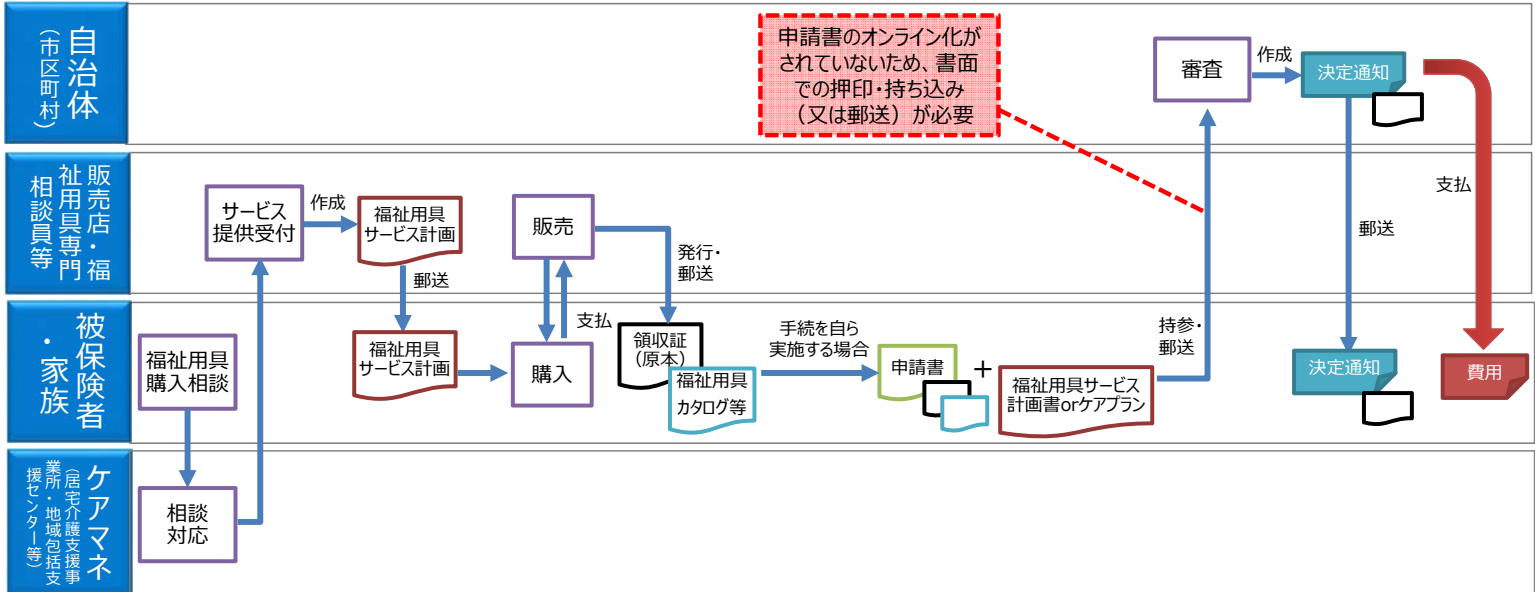


現状・負担となる点

被保険者・家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具購入にあたっては、ケアマネ等との相談が必要</li> </ul>
ケアマネ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>償還払いでない場合、販売事業者への委任が多い</li> <li>必要書類が複雑なため、ケアマネが書類を準備する場合が多い</li> </ul>
自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>添付書類が多く、管理に負担がかかる</li> </ul>

必要な添付書類

- 領収証
- カタログ、パンフレット等
- 支給申請書への「福祉用具が必要な理由」の記載又は福祉用具販売計画書若しくはケアプラン



※A保険者の事例であり、必ずしも当てはまらない場合もあることに留意が必要

オンライン化した場合（案）

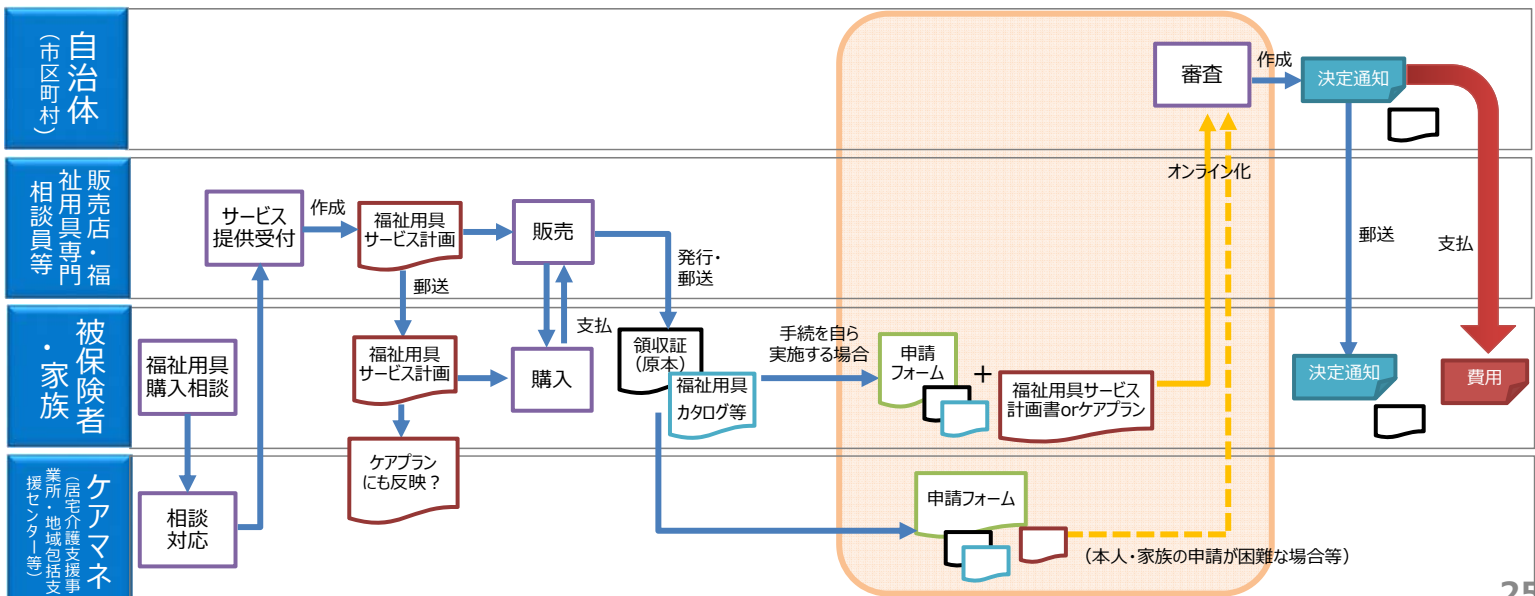
⑦居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請

オンライン化による効果

- 申請書の持ち込み・郵送が不要になり、申請者の負担が軽減される
- 書類の添付もオンライン化できれば、添付書類を一括で保存・管理でき、自治体の負担が軽減される

認識している課題

- 領収証への販売店等の押印、領収証の原本の提示が必要など、添付書類の取扱い



# 現状

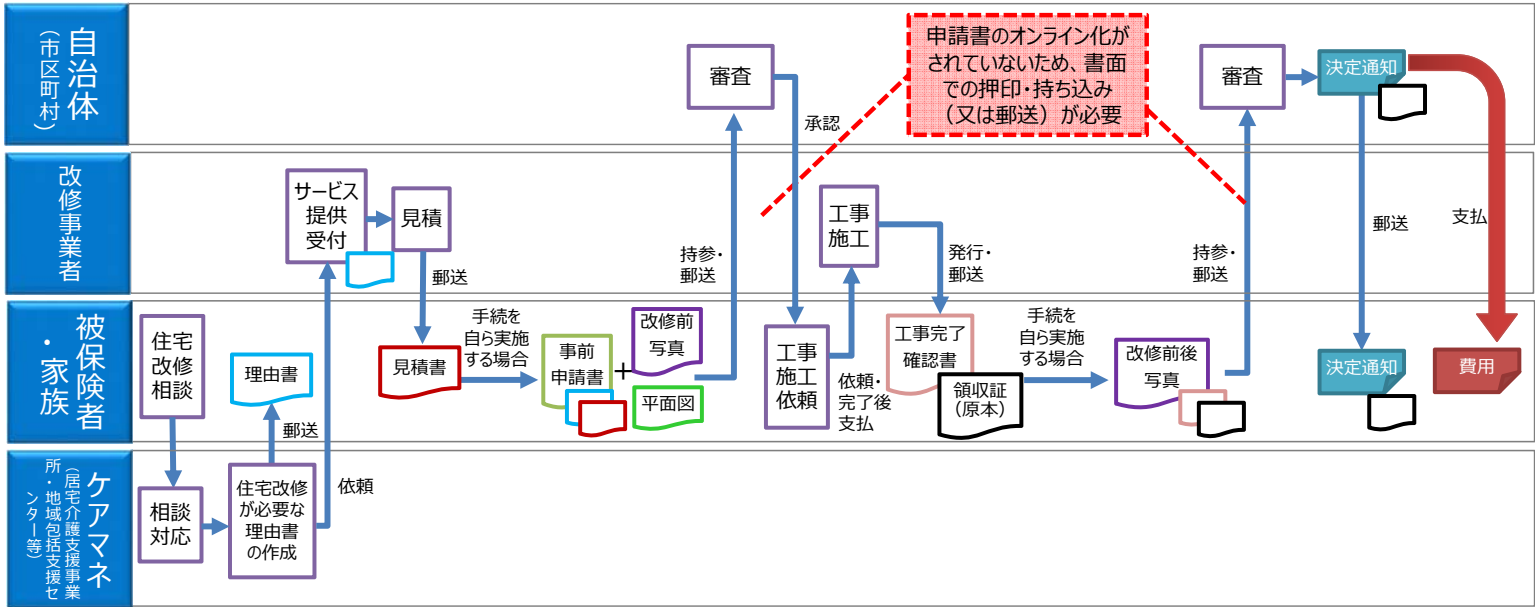
## ⑧居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請

### 現状・負担となる点

- 被保険者・家族**
  - 住宅改修にあたっては、ケアマネ等との相談が必要
- ケアマネ等**
  - 償還払いでない場合、改修事業者への委任が多い
  - 必要書類が複雑なため、ケアマネが書類を準備する場合は多い
- 自治体**
  - 添付書類が多く、管理に負担がかかる

### 必要な添付書類

- (事前) 理由書、見積書、平面図、改修前写真
- (事後) 領収証(原本)、改修前後写真
- (住宅所有者が被保険者でない場合) 住宅所有者の承諾書



※A保険者の事例であり、必ずしも当てはまらない場合もあることに留意が必要

# オンライン化した場合(案)

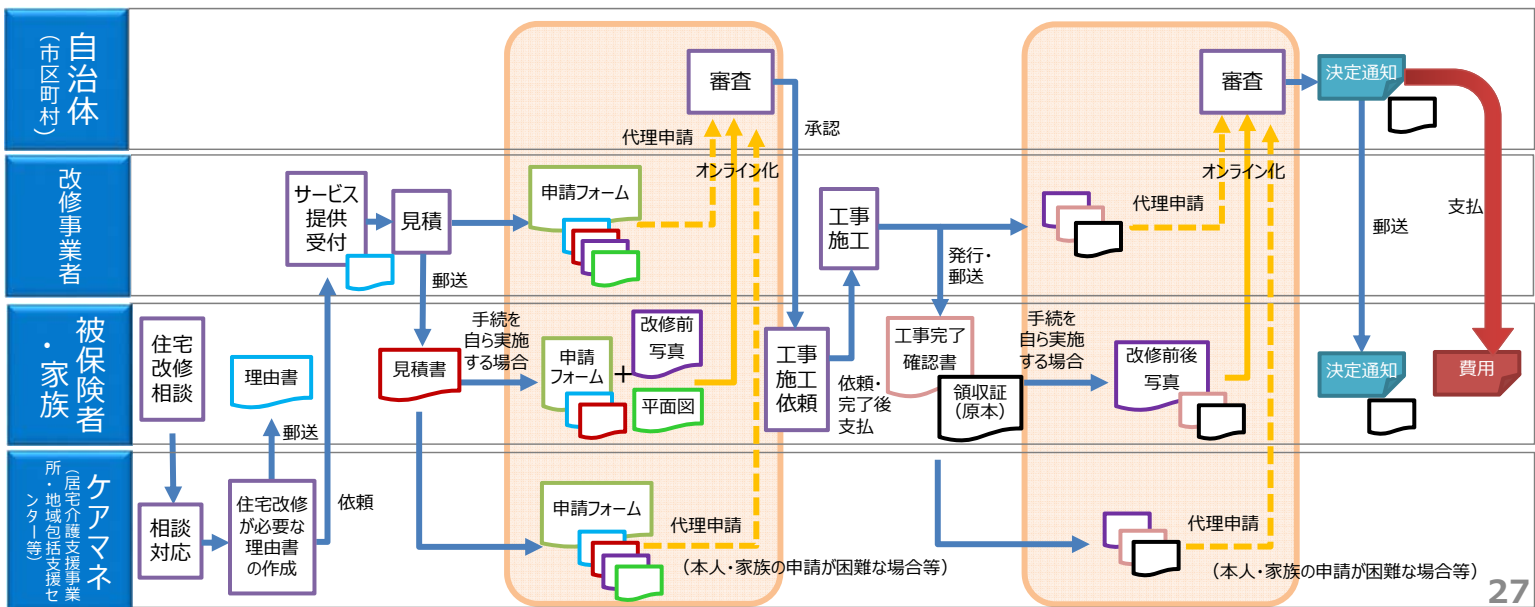
## ⑧居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請

### オンライン化による効果

- 申請書の持ち込み・郵送が不要になり、申請者の負担が軽減される
- 書類の添付もオンライン化できれば、添付書類を一括で保存・管理でき、自治体の負担が軽減される

### 認識している課題

- 領収証への事業者等の押印、領収証の原本の提示が必要など、添付書類の取扱い
- 改修事業者への委任を対象とするか

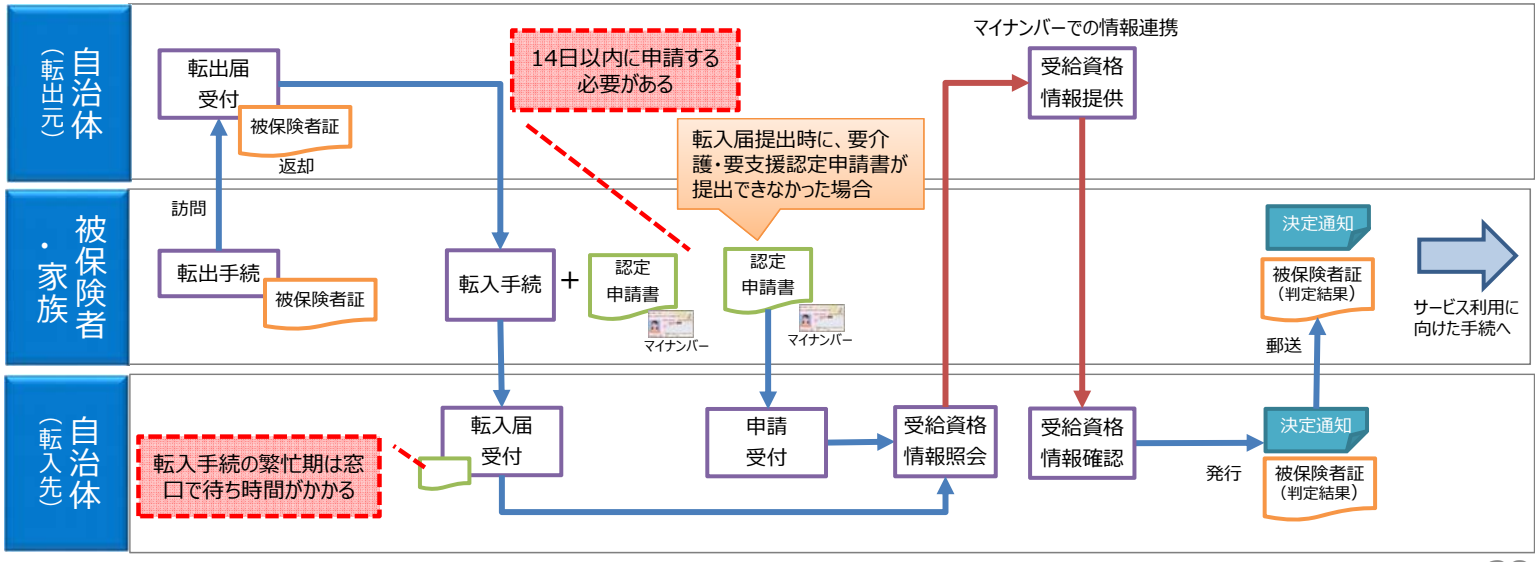


# ⑨住所移転後の要介護・要支援認定の引継ぎ

## 現状

現状・負担となる点	
被保険者・家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>転入日から14日以内に認定申請をしないと、転入前の要介護・要支援状態区分を引継ぐことが出来ないため、その間介護サービスを利用すると自己負担となる</li> <li>転入手続の窓口と、要介護・要支援認定の申請が可能な窓口が別の建物の場合もあり、別途訪問して手続が必要な場合がある</li> </ul>
ケアマネ等	-
自治体	-

必要な添付書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>受給資格証明書</li> </ul>
※マイナンバーの情報連携により、受給資格証明書は不要となる



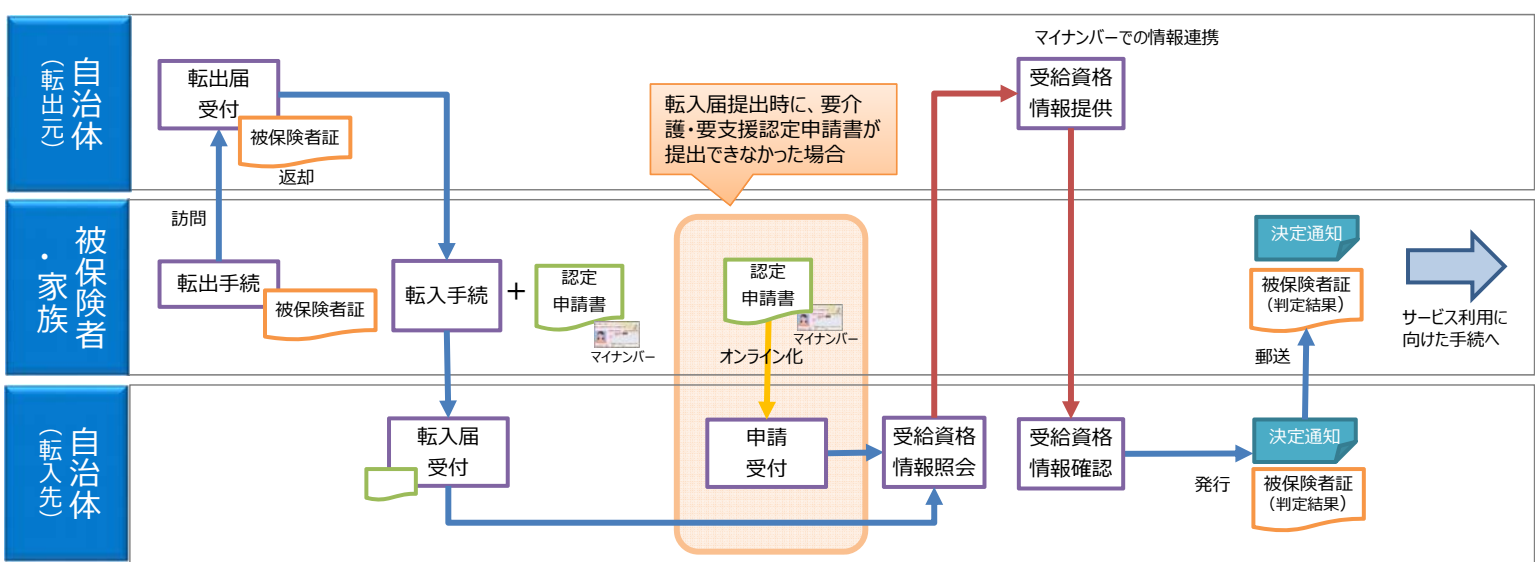
※一般的な申請パターンを記載しており、必ずしも当てはまらない場合もあることに留意が必要

## オンライン化した場合 (案)

# ⑨住所移転後の要介護・要支援認定の引継ぎ

オンライン化による効果
<ul style="list-style-type: none"> <li>転入手続時に申請手続できなかった場合において、改めて申請書の持ち込み・郵送が不要になり、申請者の負担が軽減される</li> </ul>

認識している課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>本人以外の家族・ケアマネ等が申請する場合のマイナンバーの提出方法</li> </ul>



# 課題の整理（添付書類）

## 把握している課題

### ①介護保険被保険者証

- ❑ 法令上（介護保険法および介護保険法施行規則）多くの手続きで添付を必要としている
- ❑ 市町村においては、申請の都度、被保険者証を回収し新規発行を行ったり、被保険者証の記載事項の修正や追記を行っている

### ②領収証・預貯金の通帳の写し等

- ❑ 介護保険法施行規則にて添付が必要とされている
- ❑ 真正性の確認のため現物性での確認を必要としているものがある

## オンライン化に向けた検討方針

申請手続はオンライン化されても、添付書類の提出方法によってはオンライン化の効果が得られない場合もあるため、添付書類の取扱いについて

- ✓ 提出の省略
- ✓ 電子的な提出（PDF等）
- ✓ 添付書類（現物）の持ち込み・郵送

など、申請者や自治体等の関係者への影響を踏まえ検討する必要がある。